
樹木医補資格制度の実施要領

平成 27 年 1 月 15 日改訂

令和 6 年 7 月 10 日訂正・追記

一般財団法人日本緑化センター

一般財団法人日本緑化センター 樹木医補係（野口、高村、藤井）

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-29 K,I,H ビル

TEL 03-6457-5218、FAX 03-6457-5219

E-mail : jumokuiho@jpgreen.or.jp

目次

1. 樹木医補資格養成機関登録の概要（大学等の担当者用）	1
1-1. 樹木医補とは	1
1-2. 樹木医補資格養成機関登録までのスケジュール	1
1-3. 登録に必要な科目数	1
1-4. 登録のためのガイドライン	3
1-5. 申請可能な学校等	4
1-6. 申請の適用時期	4
1-7. 申請にあたっての留意事項	4
2. 樹木医補資格養成機関登録（新規登録）の申請方法 （新規に認定を希望する大学等の担当者用）	5
2-1. 申請期間	5
2-2. 提出書類	5
2-3. 分野別科目対応表における開始年の記入方法	5
2-4. メールによる送信方法（別様式1のみ）	5
2-5. 申請後の流れ	6
2-6. 提出先・問い合わせ先	6
（様式1）記載例	7
（別様式1）新規申請用 記載例	8
3. 分野別科目対応表における変更の申請方法 （すでに認定された大学等の担当者用）	9
3-1. 申請期間	9
3-2. 提出書類	9
3-3. 分野別科目対応表における変更開始年の記入方法	9
3-4. メールによる送信方法（別様式2、3のみ）	9
3-5. 申請後の流れ	10
3-6. 変更申請における留意事項	10
3-7. 提出先・問い合わせ先	10
（様式2）記載例	11
（別様式2）記載例	12
（別様式3）記載例	13
4. 樹木医補資格の申請方法（学生用）	14
4-1. 申請対象者	14
4-2. 認定・登録に必要な履修科目	14
4-3. 登録申請書の受付日程	14
4-4. 登録申請に必要な書類	15
4-5. 認定手数料	15
4-6. 認定証の発送	16
4-7. その他	16
4-8. 提出先・連絡先	16
（参考）樹木医補資格認定にかかる「卒業研究」の証明書（記載例）	17
（参考）樹木医補資格認定にかかる「インターンシップ」の証明書（記載例）	18
（参考）インターンシップ実習受け入れ証明書（記載例）	19
5. 樹木医補申請者における申請要件の緩和について	20

1. 樹木医補資格養成機関登録の概要（大学等の担当者用）

この度は、樹木医補資格養成機関登録についてご検討いただき誠にありがとうございます。樹木医ならびに樹木医補の位置付けについては、HPの樹木医補の項「樹木医・樹木医補」をご参考ください。なお、本要領は、平成26年度から適用します。

1-1. 樹木医補とは

樹木医制度の充実を図るため、樹木学や病虫害などの基礎的な知識・技術を所定の大学等で習得した学生を対象に、樹木医資格取得への門戸を開くために平成16年度から設置された資格制度です。樹木医補のメリットは、卒業と同時に樹木医補を申請・登録することにより、実務経験1年（本来は7年の実務経験が必要）で樹木医研修受講者選抜試験を受けることができます。また、樹木医研修受講者選抜試験の受験料が優遇されます（審査料の一部免除）。

樹木医補の認定を希望する者が樹木医補資格を取得するためには、あらかじめその学生が在学する大学等が樹木医補資格養成機関として登録していただく必要があります。

1-2. 樹木医補資格養成機関登録までのスケジュール

樹木医補資格養成機関として登録を希望する大学の申請から登録までのスケジュールは次のとおりです（すでに登録された養成機関の変更申請も同様のスケジュールです）。

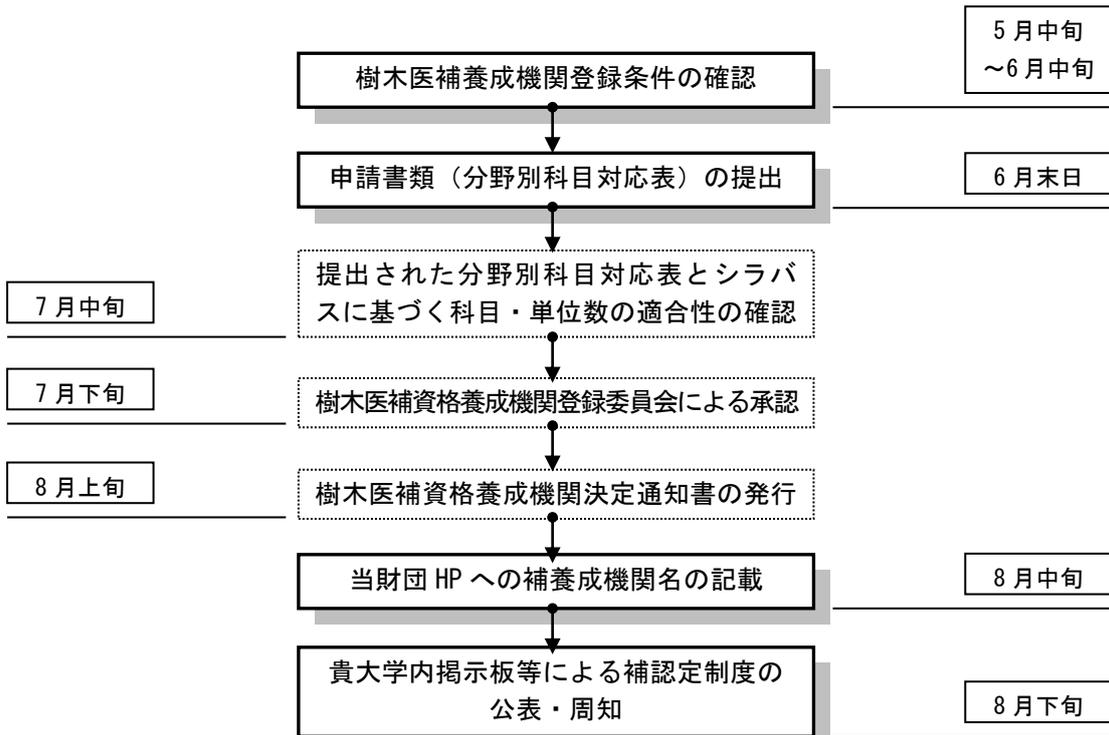


図 申請から認定までのスケジュール

1-3. 登録に必要な科目数

資格養成機関としての登録には、樹木医補資格認定要領に定める9分野について、講義科目6分野以上14単位以上、実験・実習科目4分野4科目以上の科目があることが条件となります。

次の各分野における主な内容を参考に、樹木医補の認定を受ける者が基礎能力として修得すべき内容を十分にご理解いただいたうえで、貴大学における講義科目及び実験・実習科目の内容を照合・確認のうえ、検討を進めてください。

表 講義・実験実習科目の主な内容（参考）

分類	内容
①樹木の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木と草本の生育・形態の違い ・樹木の類型分類と植物分類表における位置と特徴 ・樹木の成長様式 等
②樹木の生態・生理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木のライフサイクル（種子発芽から成長、開花、結実、老化、枯死） ・樹木の生存戦略と生理特性 ・森林生態系、樹木と森林の構造、森林タイプの区分 ・森林の構造の発達様式、森林の発達段階と機能 ・森林生態系と生物多様性 等
③立地・土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化と日本の気候 ・樹木の気象害の種類と被害形態、被害の軽減対策 ・大気汚染物質とその発生源 ・大気汚染被害の種類と歴史、大気汚染被害の診断 ・都市環境と樹木の生育 ・土壌の生成と分類 ・土壌生成因子、土壌の分布、土壌の分類 ・土壌断面調査の方法 ・土壌の物理環境、三相組成、pF 水分曲線、透水性 ・土壌の化学環境、土壌 pH、CEC、交換性陽イオン 等
④植物病理	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木伝染性病害の成り立ち ・樹木病原体群の生物学的特徴 ・病原体別主要樹木病害と診断方法 ・伝染生態と防除方法 ・腐朽病害のメカニズムと種類、発生生態、見分け方 ・マツ材線虫病の発病機構、ナラ類集団枯死の原因とメカニズム . . . 等
⑤昆虫・動物	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の被害に関与する各種ストレス ・害虫の特徴、位置づけ、害虫、益虫 ・害虫の主要な目（もく）・加害様式・寄生条件 ・樹木の虫害診断とその対策 ・鳥獣害の診断と防除 等
⑥樹木医学	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の歴史 ・樹木病害の歴史 ・樹木医学、樹木医の倫理 ・根の外科手術と発根促進方法、不定根の誘導法、外科手術の手法 ・樹木の保全対策 等
⑦農薬科学	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の安全性評価、適正使用 ・樹木の主な病虫害と農薬による防除の方法 ・農薬登録情報提供システムの利用方法 ・総合的病虫害・雑草管理の実践方法 等
⑧造園学	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の剪定法、移植法、樹木の維持管理 ・造園計画、都市緑地計画、風景地計画、日本庭園論、景観論 等
⑨樹木医補総合	<ul style="list-style-type: none"> ・科目内容が上記①から⑧分野のうちの複数分野を総合的に修得できる内容で構成されている科目

1-4. 登録のためのガイドライン

平成15年度に樹木医補制度が発足して以降、平成24年度までに48の大学等（うち、2大学等が廃止。現在数46大学等）が「分野別科目対応表」に掲げる科目の認定を受け、樹木医補資格養成機関として登録されています。

しかしながら、その後のカリキュラムの見直し等に伴う既認定科目の改廃や、新規科目の追加等に伴うシラバスの変更により、樹木医学との関わりが不明確なものや樹木医活動の基礎として学ぶべき講義内容が乏しくなるなどの事態が発生し、樹木医補資格認定要件に必要な分野数や科目数を確保できない事案も生じております。

つきましては、これまでの科目認定の目安をガイドラインとして次表に整理しましたので、今後の検討材料として参考にしてください。

表 科目認定のガイドライン

主な注意点	内容				
(1) 登録科目の内容について	<ul style="list-style-type: none"> 登録科目は、樹木医学に関する内容を含む科目であることが必要です。 また、分野別の科目対応表の「樹木の分類」から「造園学」までの8分野については、科目のシラバスから判断して、授業内容のおおむね半分以上が登録する分野に関する内容となっている必要があります。 				
(2) 登録科目の単位数、時間数、コマ数について	<ul style="list-style-type: none"> 講義科目は、原則1～2単位、実験・実習科目は、原則1単位で、おおむね下記に示す基準を満たしている必要があります。 <p style="text-align: center;">【参考】文科省の大学設置基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">講義・演習</td> <td>15～30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実験、実習及び実技</td> <td>30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。</td> </tr> </table>	講義・演習	15～30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。	実験、実習及び実技	30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
講義・演習	15～30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。				
実験、実習及び実技	30～45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。				
(3) 登録科目数・単位数について	<ul style="list-style-type: none"> 資格養成機関としての登録には、樹木医補資格認定要領に定める9分野について、講義科目6分野以上14単位以上、実験・実習科目4分野4科目以上の科目が必要となります（実験・実習科目については、単位数の条件はありません）。 				
(4) 各分野の登録科目の上限について	<ul style="list-style-type: none"> 講義科目及び実験実習科目は、同一分野に3科目まで登録することができます。ただし、「卒業研究・卒業論文（以下、卒業研究とする）」を実験・実習科目として登録する場合には、卒業研究は科目数に含めません（そのため、同分野で、卒業研究以外に3科目の登録が可能です）。 				
(5) 同一科目の複数分野への登録について	<ul style="list-style-type: none"> 講義科目・実験実習科目は、それぞれ同一科目を複数の分野へ登録することができます。ただし、分野数としては、いずれか一つの分野として数えます。 				
(6) 「樹木医補総合」分野について	<ul style="list-style-type: none"> 「樹木医補総合」分野に科目を登録する場合は、科目のシラバスから判断して、分野別の科目対応表の「樹木の分類」から「造園学」までの8分野のうちの複数科目（3分野以上）を総合的に学べる講義内容となっている必要があります。 				
(7) 「卒業研究」の登録について	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業研究」を実験・実習科目として登録する場合は、すべての分野の実験・実習科目として登録することができます。 なお、「卒業研究」を実験・実習科目として登録する場合には、卒業研究は科目数に含めません（そのため、同分野で、卒業研究以外に3科目の登録が可能です）。 <u>ただし、「卒業研究」を含まなくても、実験・実習科目4科目を満たしている場合は、指導教員等の負担増とならないよう、登録する際は十分調整を行ってください。</u> 「卒業研究」の内容は、当該分野の樹木医学に係る研究に限られます。 申請者は、申請時に卒業研究が該当する分野の樹木医学に関する内容であることを記した指導教員の証明書（様式は自由です。記載例はP17を参照ください）の添付が必要となります。 				

主な注意点	内容				
(5)「インターンシップ」の登録について	<p>・「インターンシップ」を実験・実習科目として登録する場合は、「樹木医学」、「造園学」、「樹木医補総合」分野の実験・実習科目のいずれかに限定して登録（複数登録可）することができます。なお、登録にあたっては、以下の要件を満たしている必要があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>①大学等が、当該分野に対応した学習方針、具体的な学習内容、学習到達目標等を定めた学習計画を策定していること。</td> </tr> <tr> <td>②大学等が定めた学習計画に沿ったインターンシップが、受入れ先企業等で着実に行われたことを履修報告書や履修証明書などによって確認できること。</td> </tr> <tr> <td>③大学等と受入れ先企業等との間において、上記①及び②を内容とする協定書等が作成されていること。</td> </tr> <tr> <td>④当該大学の卒業生が「インターンシップ」を実験・実習科目の1科目として樹木医補の認定申請を行おうとする場合には、成績証明書に添えて上記③の協定書等の写しを発行できること（協定書は大学と受け入れ側で結ぶ書類となり、担当者が保管するものです。提出の必要はありません）。</td> </tr> </table> <p>・申請者は、申請時にインターンシップが該当する分野に関する内容であることを記した指導教員の証明書（様式は自由です。記載例はP18を参照ください）と、インターンシップを受け入れる側の実習内容の証明書（様式は自由です。記載例はP19を参照ください）の添付が必要となります。</p>	①大学等が、当該分野に対応した学習方針、具体的な学習内容、学習到達目標等を定めた学習計画を策定していること。	②大学等が定めた学習計画に沿ったインターンシップが、受入れ先企業等で着実に行われたことを履修報告書や履修証明書などによって確認できること。	③大学等と受入れ先企業等との間において、上記①及び②を内容とする協定書等が作成されていること。	④当該大学の卒業生が「インターンシップ」を実験・実習科目の1科目として樹木医補の認定申請を行おうとする場合には、成績証明書に添えて上記③の協定書等の写しを発行できること（協定書は大学と受け入れ側で結ぶ書類となり、担当者が保管するものです。提出の必要はありません）。
①大学等が、当該分野に対応した学習方針、具体的な学習内容、学習到達目標等を定めた学習計画を策定していること。					
②大学等が定めた学習計画に沿ったインターンシップが、受入れ先企業等で着実に行われたことを履修報告書や履修証明書などによって確認できること。					
③大学等と受入れ先企業等との間において、上記①及び②を内容とする協定書等が作成されていること。					
④当該大学の卒業生が「インターンシップ」を実験・実習科目の1科目として樹木医補の認定申請を行おうとする場合には、成績証明書に添えて上記③の協定書等の写しを発行できること（協定書は大学と受け入れ側で結ぶ書類となり、担当者が保管するものです。提出の必要はありません）。					

1-5. 申請可能な学校等

申請は、大学、短大、高等専門学校、専修学校、農学系大学校となります。

1-6. 申請の適用時期（分野別科目対応表の開始年）

申請の適用時期は、各大学等により3つのケースが考えられます。申請前にどのケースで申請をするのか、事前にかみならずご確認のうえ、対応開始年を正確にご記入下さい。仮に申請年度が令和6年度の場合を例として次表に示します。

表 申請の適用時期（令和6年6月に申請した場合）

ケース	適用時期（承認後）	備考
①申請年度の入学生から	令和6年4月の入学生から	遡っての適用となります。
②申請年度の卒業生から	令和7年3月の卒業生から	申請年度からの適用となります。
③申請年度の次の年度の入学生から	令和7年4月の入学生から	次年度からの適用となります。

1-7. 申請にあたっての留意事項

科目名称は、「論」と「学」、「演習」と「実習」、「実験」と「実習」など、紛らわしいものが多くありますので、申請時の科目名に誤りがないか、また申請科目名称と成績証明書表記の科目名等に齟齬がないかなど、事前にかみならずご確認ください。

2. 樹木医補資格養成機関登録（新規登録）の申請方法

（新規に認定を希望する大学等の担当者用）

申請に必要な書類は、当センターHP「樹木医補資格認定制度」→「書類のダウンロード（様式1、別様式）」から取得してください。なお、樹木医補資格養成機関登録の費用は一切必要ありません。

2-1. 申請期間

5月中旬～6月末日

2-2. 提出書類

以下3つの書類をスキャン等でデータ化のうえ、**メールで送付してください。**

なお、郵送の場合は、封筒の表面に必ず「樹木医補資格養成機関の登録について」とご記入ください（メール送付を推奨しております）。

書類	備考
・樹木医補資格養成機関の登録申請書（様式1）	—
・分野別科目対応表（別様式1）	メールによるデータを併せて提出してください。
・分野別科目対応表に記載した科目のシラバス	対象科目のシラバスを各大学等で準備のうえ、提出してください。

2-3. 分野別科目対応表における開始年の記入方法

申請の適用時期は、各大学等により3つのケースが考えられます。申請前にどのケースで申請をするのか、事前にならざるご確認のうえ、対応表開始年を正確にご記入下さい。仮に申請年度が令和6年度の場合の例を以下に示します。

表 申請の適用時期（令和6年6月に申請した場合）

ケース	適用時期（委員会承認後）	備考
①申請年度の入学生から	令和6年4月の入学生から	遡っての適用となります。
②申請年度の卒業生から	令和7年3月の卒業生から	申請年度からの適用となります。
③申請年度の次の年度の入学生から	令和7年4月の入学生から	次年度からの適用となります。

2-4. メールによる送信方法

分野別科目対応表（別様式1）につきましては、仮に郵送で申請した場合でも、必ずデータによる提出が必要となります。

「別様式（分野別科目対応表）.xls」ファイル内の1つめのシート「別様式1（新規申請）」に必要事項を記入してください。2つめ以降のシートは入力する必要はありません。

分野別科目対応表における科目名のフォントは、大学等から当センターへの申請時は「明朝」表記としてください。当センターから大学等への決定通知時は「ゴシック」表記とします。

メールの件名：	〇〇大学（分野別科目対応表）
ファイル名：	〇〇大学（分野別科目対応表）.xls
送付先：	jumokuiho@jpgreen.or.jp
送付時期：	書類の発送と同時期

2-5. 申請後の流れ

なお、樹木医補資格養成機関登録委員会による承認後、分野別科目対応表は、当センター会長名で捺印したものを、後日郵送にてご返送しますので、担当者が責任を持って保管してください。

また、お送りいただいたエクセルデータにつきましても、樹木医補資格養成機関登録委員会による承認後、ファイル名末尾に日付を入力したもの（「〇〇大学(分野別科目対応表)日付」)を返信しますので、担当者が責任を持ってデータを保存してください。

上記書類とデータにつきましては、担当者が変更となる場合は、かならず引き継ぎを行ってください。

※返信するファイル名の末尾表記は、2024年8月30日返信の場合、240830 となります。

2-6. 提出先・問い合わせ先

一般財団法人日本緑化センター 樹木医補係（野口、藤井）
〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-29 K, I, H ビル
TEL 03-6457-5218
FAX 03-6457-5219
E-mail : jumokuiho@jpgreen.or.jp

(様式1)

○-1054号
令和○年6月1日一般財団法人 日本緑化センター
会 長 殿住所 〒107-0052
東京都新宿区市谷 0-0-0
申請大学等 緑化大学
代表者氏名 生物資源科学部長
日本 太郎 印

樹木医補資格養成機関の登録申請について

このことについて、関係書類を添えて申請いたします。

- 関係書類 1 分野別科目対応表（別様式1）
-
- 2 上記科目のシラバス

申請大学等の担当者

所 属：	生物資源科学部教務課
氏 名：	緑化 太郎
T E L：	03-0000-0000
F A X：	03-0000-0001
メール：	○○○@○○.ac.jp

- 注1. 代表者欄は学長である必要はありませんが、氏名の前に必ず役職名を記載してください。
- 注2. 申請日は申請書の提出日とし、申請者側で設定する文書管理番号を記入して提出をお願いします。
- 注3. 申請大学等の担当者は、日常的に事務連絡が可能な方（長期出張等のない方）とし、必ずメールアドレスを記入してください。
- 注4. 担当者が変更となる場合は必ずその旨をメール、TEL、FAX 等でお知らせください。

対応表開始年	令和3(2021)年4月入学生以降
	令和7(2025)年3月卒業生以降
大学名	緑化センター大学
学部学科名	生物資源科学部森林生物資源学科

分野別科目対応表

		講義科目分類	実験・実習科目分類
分野別	樹木の分類	植物分類学②	植物分類学演習②
	樹木の生態・生理	森林生態学② 造林学②	造林学実習②
	立地・土壌	森林土壌学② 森林気象学②	森林土壌学実習② 森林気象学実習②
	植物病理	樹病学② 森林植物学②	樹病学実習②
	昆虫・動物	森林動物学②	森林動物学実験② 森林昆虫学実習②
	樹木医学	樹木医学②	
	農薬科学	農薬学②	
	造園学	造園学②	造園学実習②
	樹木医補総合	樹木学②	卒業論文④

注1. 科目名の最後に丸数字(②、④・・・)で単位数を記入してください。

注2. 記載科目の内容がわかるシラバスを科目毎に添付してください。

注3. 分野別科目対応表の開始年度(対象学生の入学年あるいは卒業年)を記入してください。

注4. 樹木医学研究に係る「卒業論文」や「インターンシップ」は、実験・実習科目の1科目とすることができます。

注5. 科目のフォントは「明朝」表記としてください。

申請大学等の担当者

所属:	生物資源科学部教務課
氏名:	緑化 太郎
TEL:	03-0000-0000
FAX:	03-0000-0001
メール:	〇〇〇@〇〇.ac.jp

3. 分野別科目対応表における変更の申請方法

(すでに認定された大学等のご担当者用)

カリキュラムの変更や、担当講師の退職等に伴い、すでに認定を受けている科目について、「削除」、「科目名称変更」、「科目内容変更」、「科目名・内容変更」「新規追加」が発生した場合は、必ず変更届けを提出してください。

申請に必要な書類は、当センターHP「樹木医補資格認定制度」→「書類のダウンロード(様式2、別様式)」から取得してください。なお、変更申請の費用は一切必要ありません。

3-1. 申請期間

5月中旬～6月末日

3-2. 提出書類

以下の書類をスキャン等でデータ化のうえ、**メールで送付してください。**

なお、郵送の場合は、封筒の表面に必ず「樹木医補資格養成機関の登録について」とご記入ください(メール送付を推奨しております)。

書類	備考
・分野別科目対応表の変更申請書(様式2)	
・分野別科目対応表(別様式2)	メールによるデータを併せて提出してください。
・変更理由書(別様式3)	
・変更となる科目のシラバス	対象科目のシラバスを各大学等で準備のうえ、提出してください。

3-3. 分野別科目対応表における変更開始年の記入方法

申請の適用時期は、各大学等により3つのケースが考えられます。申請前にどのケースで申請をするのか、事前にならざるご確認のうえ、変更開始年を正確にご記入下さい。仮に申請年度が令和6年度の場合の例を以下に示します。

表 申請の適用時期(令和6年6月に申請した場合)

ケース	適用時期(委員会承認後)	備考
①申請年度の入学生から	令和6年4月の入学生から	遡っての適用となります。
②申請年度の卒業生から	令和7年3月の卒業生から	申請年度からの適用となります。
③申請年度の次の年度の入学生から	令和7年4月の入学生から	次年度からの適用となります。

3-4. メールによる送信方法(別様式2、3のみ)

分野別科目対応表(変更届用)は、仮に郵送で申請した場合でも、必ずデータによる提出が必要となります。

「別様式(分野別科目対応表).xls」ファイル内の2つめのシート「別様式2(変更申請)」と3つめのシート「別様式3(変更理由書)」に必要事項を記入してください。

分野別科目対応表(変更届用)における科目名のフォントは、大学等から当センターへの申請時は、変更となる科目を斜体文字やゴシックフォントとして下さい。当センターから大学等への決定通知時は全て「ゴシック」表記となります。

メールの件名：	〇〇大学（分野別科目対応表変更）
ファイル名：	〇〇大学（分野別科目対応表変更）.xls
送付先：	jumokui@jpgreen.or.jp
送付時期：	書類の発送と同時期

3-5. 申請後の流れ

なお、樹木医補資格養成機関登録委員会による承認後、分野別科目対応表（変更用）は、当センター会長名で捺印したものを、後日郵送にてご返送しますので、担当者が責任を持って保管してください。

また、お送りいただいたエクセルデータにつきましても、樹木医補資格養成機関登録委員会による承認後、ファイル名末尾に日付を入力したもの（「〇〇大学（分野別科目対応表変更）日付」）を返信しますので、担当者が責任を持ってデータを保存してください。

上記書類とデータにつきましては、担当者が変更となる場合は、かならず引き継ぎを行ってください。

※返信するファイル名の末尾表記は、2024年8月30日返信の場合、240830となります。

3-6. 変更申請における留意事項

①別様式3「変更理由書」につきましては、科目が変更になった理由と変更の適用時期をかならずご記入下さい。なお、シラバスにつきましては、科目の変更内容が「1：削除」の場合は必要ありませんが、それ以外の「2：名称変更」、「3：内容変更」、「4：新規追加」の場合は、かならず該当する科目のシラバスを提出してください。

②分野別科目対応表の変更は、遡っての承認も可能ですので、カリキュラムの内容や科目名称等の変更があつたにもかかわらず申請されていなかった場合も含め、学生等の不利益とならないよう、変更がある（あつた）場合はかならず提出してください。

③過去に、周知の徹底がなされず認定科目の変更が学生まで伝わっていなかった例がありますので、変更内容について当センターより承認を受けた場合、対象となる学生や、貴大学内掲示板等により、樹木医補認定制度の変更内容等について公表・周知を徹底してください。

④登録申請書および変更申請書は、養成機関の登録を抹消するまで担当者が責任を持って保管してください。なお、担当者が変わる場合も、書類およびデータの後任者への引き継ぎを行ってください。

3-7. 提出先・問い合わせ先

一般財団法人日本緑化センター 樹木医補係（野口、藤井）
〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-29 K, I, H ビル
TEL 03-6457-5218
FAX 03-6457-5219
E-mail : jumokuiho@jpgreen.or.jp

(様式2)

○-1054号
令和○年6月1日一般財団法人 日本緑化センター
会 長 殿住所 〒107-0052
東京都新宿区市谷 0-0-0
申請大学等名 緑化大学
代表者氏名 生物資源科学部長
日本 太郎 印

樹木医補資格養成機関の「分野別科目対応表」の変更について

このことについて、関係書類を添えて申請いたします。

- 関係書類 1. 分野別科目対応表 (別様式2)
2. 変更理由書 (別様式3)
3. 変更対象となる科目のシラバス

申請大学等の担当者

所 属：	生物資源科学部教務課
氏 名：	緑化 太郎
T E L：	03-0000-0000
F A X：	03-0000-0001
メール：	○○○@○○.ac.jp

- 注1. 代表者欄は学長である必要はありませんが氏名の前に必ず役職名を記載してください。
- 注2. 申請日は申請書の提出日とし、申請者側で設定する文書管理番号を記入して提出をお願いします。
- 注3. 申請大学等の担当者は、日常的に事務連絡が可能な方（長期出張等のない方）とし、必ずメールアドレスを記入してください。
- 注4. 担当者が変更となる場合は必ずその旨をメール、TEL、FAX 等でお知らせください。

(別様式2) 変更用

令和〇年6月1日

対応表開始年	令和3(2021)年4月入学生以降
	令和7(2025)年3月卒業生以降
大学名	緑化大学
学部学科名	生物資源科学部森林生物資源学科

分野別科目対応表

		講義科目分類	実験・実習科目分類
分野別	樹木の分類	植物分類学②	植物分類学演習②
	樹木の生態・生理	森林生態学② 造林学②	造林学実習②
	立地・土壌	森林土壌学② 森林気象学②	森林土壌学実習② 森林気象学実習②
	植物病理	樹病学② (森林植物学②削除) 森林保全学②(新規追加)	樹病学実習②
	昆虫・動物	森林動物学②	森林動物学実験② 森林昆虫学実習②
	樹木医学	樹木医学②(内容変更)	樹木医学演習②(新規追加)
	農薬科学	農薬科学②(名称変更)	
	造園学	造園科学概論②	造園学実習②
	樹木医補総合	樹木学②	卒業研究④

注 1. 変更する科目のフォントは、斜体文字やゴシックフォントとし、その科目の後ろに変更内容〔(削除)、(名称変更)、(内容変更)、(新規追加)〕を記載して下さい。

変更となる科目は、下記のように斜体文字やゴシックフォントとして下さい。

(緑地環境学実習:削除) **(緑地環境学実習:削除)**

緑地環境学実習(科目名変更) **緑地環境学実習(科目名変更)**

申請大学等の担当者

所属:	生物資源科学部教務課
氏名:	緑化 太郎
TEL:	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX:	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メール:	〇〇〇@〇〇.ac.jp

(別様式3) 変更理由書

令和〇年6月15日

分類	科目名称(新規)	変更内容	変更理由	開始年度
講義	森林植物学	1	担当講師が退職したことに伴い、同科目の内容の一部を新規追加科目である「森林保全学」に組み込み、同科目は廃止となるため削除とした。	2021年 4月入学生 以降
講義	森林保全学	4	「森林植物学」の廃止に伴い、同科目の内容の一部を組み込み新設した。本科目は複数教員による担当とし、気象害、病害、虫害、鳥獣害とその対策などを取り扱う。	2021年 4月入学生 以降
講義	樹木医学	3	科目内容に、新たに外科技術と精密診断の内容を追加した。	2021年 4月入学生 以降
講義	農薬科学	2	名称変更。内容の変更はなし。	2021年 4月入学生 以降
実験・実習	樹木医学演習	4	申請当初より、樹木医学分野の実験・実習科目の登録がなかったため、新設した。	2021年 4月入学生 以降
講義 実験・実習				

【変更内容の番号】

- | |
|--|
| 1:削除
2:名称変更(科目内容の変更なし)
3:内容変更(科目名称の変更なし)
4:新規追加 |
|--|

上記2～4の場合は、かならずシラバスを添付してください(2の場合も確認のため必要となります)。

4. 樹木医補資格の申請方法（学生用）

4-1. 申請対象者

- (1) 樹木医補資格養成機関（以下、補資格養成機関とする）に認定・登録された大学等を該当年の3月卒業した者およびそれ以前に卒業した者のうちで、規程分野の科目・単位数を習得した者（ただし、樹木医補認定制度が開始された平成16年度以降で当該大学等が樹木医補資格養成機関として登録を受けた年度以降の卒業生となります）。
- (2) 補資格養成機関に在学したものの履修科目の一部が足りず、同補資格養成機関あるいは他の補資格養成機関において不足する分野の単位等を履修し、要件を満たした者。

4-2. 認定・登録に必要な履修科目

樹木医補資格養成機関で認定を受けた「分野別の科目対応表」において、講義科目6分野以上14単位以上の履修があり、かつ実験・実習科目4分野4科目以上の履修があること。

※認定・登録に必要な科目は、資格養成機関に認定・登録された各大学等の「分野別の科目対応表（認定科目）」を確認する必要があります。なお、分野別の科目対応表は、養成機関として認定を受けた各大学等の担当者または学務課・教務課にお問い合わせください。

※また、申請書の提出前に、該当する分野別対応表と成績台帳等を照合し、認定に必要な分野数・科目数・単位数を履修しているかをかならずご確認ください。

※すでに資格養成機関として認定・登録された大学等を卒業し、数年が経過した者が申請を行う場合は、事前に大学等の担当者または学務課・教務課に、適用される分野別科目対応表の確認をしてください。

4-3. 登録申請書の受付日程

認定申請書の受付は4月と10月の年2回とします。

申請スケジュール

4月期	受付期間	3月1日～4月15日（消印有効）
	認定日	4月1日
	認定証の送付	5月中旬頃
10月期	受付期間	9月1日～10月15日（消印有効）
	認定日	10月1日
	認定証の送付	11月中旬頃

4-4. 登録申請に必要な書類

認定を希望される方は、以下の書類等を（一財）日本緑化センターへ提出してください。

★令和6年10月期の申請から、Google フォームを利用した WEB 申請が可能となります（Google アカウントが必要です）。

区分	書類	備考
必須	①樹木医補認定申請書(様式第1号)	
必須	②養成機関が発行する履修科目名・取得単位数を明記した成績証明書	・成績台帳等は不可とします。 ・証明書の入手時に、成績証明書に履修科目が全て記載されているかをかならずご確認ください。
必須	③卒業を証明するもの※1	・卒業証書の写し等でも可とします。
必須	④認定手数料の振込票又はその写し	・ATMの利用明細票等でも可とします。
該当者のみ	⑤卒業研究が該当する分野の樹木医学研究に関する内容であることを記した指導教員の証明書	・「卒業研究」を実験・実習科目の1科目としてカウントする場合に必要です（記載例はP16を参照ください）。
	⑥インターンシップが該当する分野に関する内容であることを記した指導教員の証明書	「インターンシップ」を実験・実習科目の1科目としてカウントする場合に必要です（記載例はP17を参照ください）。
	⑦インターンシップを受け入れる側の実習内容の証明書	（記載例はP18を参照ください）。

※1. 養成機関に在学したものの、履修科目の一部が足りず、同養成機関あるいは他の養成機関において不足する分野の単位等を履修し、申請に必要な科目を全て履修した者の場合は、当初在籍していた養成機関か、あるいは不足分を履修した養成機関のどちらかの卒業証明書を添付してください。

※2. 科目履修生の申請はできません。

4-5. 認定手数料

認定手数料は一人当たり8,000円とし、申請時に次の振込先に納入し、振込票（ATMの利用明細票等も可）又はその写しを申請書に添付して下さい。

◎認定手数料振込先

銀行名	三菱東京UFJ銀行 本店（001）
種類	普通
口座番号	7800661
口座名義	（ザイ）ニホンリョツカセンター 一般財団法人日本緑化センター

※申請後、認定条件を満たさず申請が認められない場合は、書類等の審査手数料2,000円（資格審査費・通信費等）と振込手数料（審査手数料を差引いた額の送金に必要な手数料）を差引いて返金します。

申請書を提出する前に、必ず認定に必要な分野数と単位・科目数を満たしているか確認してください。

4-6. 認定証の発送

審査に合格した方を樹木医補として認定し、樹木医補認定証を交付します。

認定証の発送は、4月期申請は5月中旬頃、10月期申請は11月中旬頃を予定しております。

4-7. その他

(1) 樹木医補資格の有効期限は特に定めていません。

(2) 樹木医補に認定・登録されると、以下のとおり、樹木医研修受講者選抜試験の優遇措置を受けられます。

①実務経験年数が**5年から1年に短縮されます**。そのため、業務経験者の内で、4月期認定者は翌年の試験を、10月期認定者は翌々年の試験を受験できます。

②樹木医研修受講者選抜試験の受験料が優遇されます（審査料の一部免除）。

4-8. 提出先・連絡先

一般財団法人日本緑化センター 樹木医補係（高村、野口）

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-29 K, I, H ビル

TEL 03-6457-5218

FAX 03-6457-5219

E-mail : jumokuiho@jpgreen.or.jp

令和〇年 3 月 15 日

樹木医補資格認定にかかる「卒業研究」の証明書

氏 名： 造園 花子

学部・学科名： 緑化大学生物資源科学部森林資源科学科

入学・卒業年： 令和〇年 4 月入学 平成〇年 3 月卒業

題 目： 木材腐朽部位に対する精密診断機器の測定比較試験に関する研究

研究内容：

街路樹診断などで広く使用されつつある樹木腐朽診断器「レジストグラフ」や「樹木内観診断システム PICUS ピカス」、完全非破壊樹木診断器である「 γ 線樹木腐朽診断器」の 3 機器を用いて実証試験を行い、精度の検証と診断結果の特性を明らかにした。

その結果、レジストグラフは、予測値が実測値よりも小さな値となる特性が確認された。誤差としては「幹径が大きい」、「腐朽が大きい」、「心材腐朽である」、「材質が軟らかい」場合に大きく現れていた。

測定誤差の発生要因としては、直線上の錐切削貫入抵抗を記録していることから、物理的な強度に影響される誤差、直線を面積に換算する時点での誤差、貫入箇所によっては異常部位とずれて計測してしまう誤差などがあげられる。

γ 線は、予測値が実測値に近い値となる特性が確認された。誤差としては、予測値が実測値よりも大きくなることが認められた。測定誤差の発生要因としては、不整形の腐朽を楕円で近似するように予測しているために生じるものと考えられる。

ピカスは、データ数が少ないため確かなことはいえないが、今回の測定結果から判断する限り、予測値が実測値よりも小さな値となる特性が確認された。測定誤差の発生要因はこれらのデータだけでは判断することはできなかった。

該当分野： 樹木医学分野

以上、本卒業研究は、樹木医学研究に関わるものであり、分野別科目対応表の「樹木医学」分野の実験・実習科目に相当することを証明する。

証明日 令和〇年 3 月 1 日

指導教員所属： 森林資源科学部樹木医学研究室

役職： 緑化大学生物資源科学部教授

氏名： 植木 太郎 印

令和〇年 3月 15日

樹木医補資格認定にかかる「インターンシップ」実習内容の証明書

氏 名： 造園 花子
学部・学科名： 緑化大学生物資源科学部森林資源科学科
入学・卒業年： 令和〇年 4月 入学 平成〇年 3月 卒業
実 習 先： (有)〇〇樹木医事務所

【インターンシップ実習の概要】

学習方針： 緑化大学生物資源科学部では、社会人となる前に、現場やフィールドにおいて実務を肌で感じさせることを目的として、樹木の保護・育成・管理を実施する緑化関連企業や官公庁等を受け入れ先として「インターンシップ」制度を設置している。

特に、受け入れ先が樹木の保護・育成・管理を実施する企業等であり、「樹木医補」の資格認定にかかる分野にふさわしい実習内容である場合は、分野別科目対応表の「樹木医学」、「造園学」、「樹木医補総合」分野のいずれかの実験・実習科目の1科目として申請することを定めるものである。

なお、実施にあたっては以下の内容を実習の前後に指導することを義務づけている。

- (1) 実習先の説明のほか、実習心得、社会的マナー等の指導。
- (2) 実習レポートの作成と提出。
- (3) インターンシップ報告会の実施

学習到達目標： 学問としての樹木の保護・育成・管理等の内容が、実社会とどのように関わっているかを学ぶとともに、社会に出て働くことの意味や、社会人として必要とされるマナーの習得を目標とする。

実習日程： 平成〇年 7月 1日～7月 31日のうちの計 10日間

学習内容： ①東京都港区区内都立公園の樹木調査（基礎調査、形状寸法測定）1日間
②東京都港区区内都立公園の樹木調査（樹木診断、写真撮影）3日間
③神奈川県川崎市内の街路樹診断（基礎調査、形状寸法測定）1日間
④神奈川県川崎市内の街路樹診断（樹木診断、写真撮影）3日間
⑤事務所内作業（診断カルテの作成）2日間

該当分野： 「樹木医学」分野

以上、本インターンシップは、樹木医学研究に関わるものであり、分野別科目対応表の「樹木医学」分野の実験・実習科目に相当することを証明する。

証明日 令和〇年 3月 1日

指導教員所属： 森林資源科学部樹木医学研究室

役職： 緑化大学生物資源科学部教授

氏名： 植木 太郎 印

令和〇年 3 月 15 日

インターンシップ実習受け入れ証明書

受入企業・団体	名 称	(有) 〇〇樹木医事務所
	所 在 地	〒107-0052 東京都杉並区 0-0-0
	TEL/FAX	TEL. 03-0000-0000 / FAX. 03-0000-0001
受入学生	所 属	緑化大学生物資源科学部森林資源科学科
	氏 名	造園 花子
大学担当者	所 属	森林資源科学部樹木医学研究室
	役 職	緑化大学生物資源科学部教授
	氏 名	植木 太郎
	所 在 地	〒162-0842 東京都新宿区市谷 0-0-0
	TEL/FAX	TEL. 03-0000-0000 / FAX. 03-0000-0001
実 習 期 間	令和〇年 7 月 1 日～7 月 31 日のうちの計 10 日間	
該 当 分 野	「樹木医学」分野	
学 習 内 容	①東京都港区区内都立公園の樹木調査（基礎調査、形状寸法測定）1 日間 ②東京都港区区内都立公園の樹木調査（樹木診断、写真撮影）3 日間 ③神奈川県川崎市内の街路樹診断（基礎調査、形状寸法測定）1 日間 ④神奈川県川崎市内の街路樹診断（樹木診断、写真撮影）3 日間 ⑤事務所内作業（診断カルテの作成）2 日間	

以上の実習内容は、インターンシップ日報により確認することが可能であり、確かに実施されたことを証明する。

証明日 令和〇年 8 月 1 日

受入企業・団体担当者役職： (有) 〇〇樹木医事務所

代表取締役社長

氏名： 自然 雄大 印

5. 樹木医補申請者における申請要件の緩和について

◎はじめに

新型コロナウイルス（COVID-19）の影響を受け、樹木医補資格養成機関（以下、資格養成機関と表記）においても様々な影響が懸念されています。特に、カリキュラムの中で、リモート講義等の授業形態では対応できない現場での指導や宿泊を伴う実験・実習関連科目の制約が懸念され、それらが閉講となる機関も少なくないものと考えられます。それにより、申請に必要な実験実習科目4分野4科目以上の履修が困難となる学生が一定数生じる可能性があることを踏まえ、今後、一定の期限付きで、申請に必要な実験・実習科目の要件を緩和することとしました。

◎対象となる申請期と対象者

当初は、最も影響の大きいと想定される令和3・4年の4・10月期の申請期を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日より5類に移行したことを受け、それ以前の入学生、つまり令和4年度入学生までを対象とすることとしました。

以上から、緩和の対象者は原則、令和3年3月～令和8年3月に卒業する学生を対象とします（※一部大学は除く。詳細は以降の緩和要件ご確認ください）。

◎緩和要件

緩和要件は、講義科目要件（6分野14単位）の変更はありませんが、各資格養成機関の分野別科目対応表に登録されている実験・実習科目の科目数を考慮し（卒業研究またはインターシップは含めない）、各資格養成機関毎に3段階に区分し緩和策を設定しました。

なお、すべての資格養成機関に共通する緩和策として、卒業研究の内容を樹木に限定しない条件を付加し、卒業研究を1科目としてカウント可能とします。従って、申請にあたりましては、担当教員の内容証明は不要とします。

表1 実験・実習科目における申請条件の緩和の考え方

資格養成機関の 実験・実習科目登録数	実験・実習科目の緩和策	
	資格養成機関毎	全共通
2～3科目	卒業研究を含めて2科目	①分野は問いません（4分野を満たす必要はありません）。 ②卒論の内容は問いません。
4科目	卒業研究を含めて3科目	
5科目以上	卒業研究を含めて4科目	

注. 実験・実習科目の登録数は、「卒業研究」および「インターンシップ」を除いた数とします。

令和5年5月12日(変更)

樹木医補申請者における申請要件の緩和について

全共通(実験・実習科目のみ)	
①分野は問いません(4分野を満たす必要はありません)。	
②卒業研究の内容は問いません(従いまして、指導教官の証明は不要とします)。	

表2 各養成機関における実験・実習科目の緩和内容

府県名	登録大学等名	実験・実習科目の緩和案(分野解除)	備考 (一部ルールの異なる養成機関のみ)
北海道	北海道大学	卒論を含めて3科目	-
〃	札幌工科専門学校	卒論を含めて2科目	-
岩手県	岩手大学	卒論を含めて2科目	-
秋田県	秋田県立大学	卒論を含めて4科目	-
山形県	山形大学	卒論を含めて4科目	-
〃	山形県立農林大学校	卒論を含めて4科目	-
茨城県	筑波大学	卒論を含めて4科目	-
栃木県	宇都宮大学	卒論を含めて4科目	-
群馬県	群馬県立農林大学校	卒論を含めて4科目	-
千葉県	千葉大学	卒論を含めて4科目	-
東京都	東京大学	卒論を含めて4科目	-
〃	東京農工大学	卒論を含めて4科目	-
〃	東京農業大学(森林総合科)	卒論を含めて3科目	-
〃	東京農業大学(造園科)	卒論を含めて4科目	-
〃	東京農業大学(地域創生科)	卒論を含めて2科目	-
〃	玉川大学	卒論を含めて2科目	-
〃	法政大学	卒論を含めて4科目	・緩和措置は、令和2・3・4・5年度時点での学部2年生が対象となる。詳細は学科担当者に確認すること。 (R05/5/12 変更)
〃	東京環境工科専門学校	卒論を含めて4科目	-
神奈川県	日本大学(森林資源科学科)	卒論を含めて4科目	-
神奈川県	日本大学(生命農学科)	卒論を含めて2科目	-
新潟県	新潟大学	卒論を含めて2科目	-
〃	新潟農業・バイオ専門学校	卒論を含めて4科目	-
〃	専修学校 日本自然環境専門学校	卒論を含めて4科目	-
富山県	専門学校 職藝学院	卒論を含めて4科目	-
長野県	長野県林業大学校	卒論を含めて3科目	-
〃	信州大学	卒論を含めて4科目	-
岐阜県	岐阜大学	卒論を含めて3科目	-
静岡県	静岡大学	卒論を含めて4科目	-
愛知県	名古屋大学	卒論を含めて3科目	-
三重県	三重大学	卒論を含めて4科目	-
京都府	京都大学	卒論を含めて4科目	-
〃	京都府立大学	卒論を含めて3科目	-
〃	京都先端科学大学(旧京都学園大学)	卒論を含めて3科目	-
〃	京都府立林業大学校	卒論を含めて4科目	-
大阪府	大阪府立大学	卒論を含めて4科目	-
〃	近畿大学	卒論を含めて2科目	-
兵庫県	兵庫県立淡路景観園芸学校/兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科	卒論を含めて4科目	「実践演習」を卒論とみなす。

府県名	登録大学等名	実験・実習科目の 緩和案（分野解除）	備考 （一部ルール異なる養成機関のみ）
〃	神戸大学	卒論を含めて4科目	－
〃	兵庫県立森林大学校	卒論を含めて4科目	－
鳥取県	鳥取大学	卒論を含めて4科目	－（R03/6/21変更）
島根県	島根大学	卒論を含めて3科目	－
愛媛県	愛媛大学	卒論を含めて2科目	－
高知県	高知大学	卒論を含めて3科目	－
福岡県	九州大学	卒論を含めて3科目	－
〃	西日本短期大学	卒論を含めて4科目	－
大分県	大分短期大学	卒論を含めて4科目	－
宮崎県	宮崎大学	卒論を含めて4科目	－
〃	南九州大学	卒論を含めて4科目	－
鹿児島県	鹿児島大学	卒論を含めて4科目	－
〃	第一工業大学	卒論を含めて4科目	－
沖縄県	琉球大学	卒論を含めて4科目	－